

提携米通信

2018年5月号・黒瀬農舎



例年より少し早めに桜は咲いたが、不順な陽気です。

標題のように、今年は例年よりも少し早めに桜が咲き、当地自慢の桜と菜の花ロードは花見客で大賑わいです。

当地の桜は、他の桜の名所でない、一味違う趣が楽しめます。

その「一味違う」ところは、一般の桜名所は、桜の下をブラブラ散策しながら花を愛でる・・・て感じなのですが、当地の桜と菜の花ロードは、壮大な田圃が広がる幹線道路を車に乗ったまま猛スピードでブツ飛ばしても、桜と菜の花ロードが延々と10Km余りも続き、見応えがあるところです。

大潟村自慢の桜と菜の花ロード

この冬はほとんど雪がなく早く春がやってきました。
4月21日桜と菜の花が急に咲き始めました。
3日後には、桜も菜の花もボリュームが数倍に増し見応えのある桜ロードに変身しました。

もっとも、花見時期は大渋滞で、私たちのように、田圃の作業に急いでいる者にとってはイライラですが、花見客には、ブツ飛ばせる早朝も好いが、**渋滞時には、桜と菜の花の圧巻を更に高めてくれるんです。**

またこの桜、連休中も愉しめる年が多いですが、今年は5月のゴールデンウィークまでは持ちそうにありません。

ところで、桜が早いとは、総体的には「暖かい年」ということになるのですが、近年の気象は、一概にそうとはいえないようです。

暖かくなったかと思うと、翌日は気温が10度以上も急降下。また、季節が数ヶ月も早まったり、バックしたり。身体も大変ですが、私たち自然相手の仕事の百姓は振り回されます。

その上、我が家の米作りは農薬を使わないで済むように、苗作りはハウス内ではなくて、路地・露天でのプール育苗です。不順な天候に合わせて種蒔きを4、5日遅めに行いました。

しかし、**昔は遅めにすれば、寒い年でも田植え後のイネは順調に育ったのですが、**この数年は、5月が暖かくて、6月に低温の日が多いという信じられない現象が出て、**遅い田植えが打撃を受けたりする時もあります。**今年遅らせた効果があるといいのですが・・・。

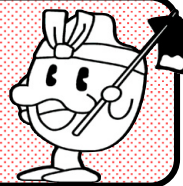
でもこのような悪条件を乗り越えることも、愉しみの一つです。収穫の秋の喜びを思い浮かべながら、農薬などに頼らない美味しいお米作りの本格的な活動をスタートさせました。

提携米 黒瀬農舎

〒010-0445
秋田県南秋田郡大潟村西1丁目4の7

黒瀬 正・友基

TEL:0185-45-3088 FAX:45-2887



★我が農舎は電話受付の専任スタッフはおりません。
中は倉庫作業等で留守電受け付けが多くなりますがご了承をお願いします。
★電話は日祭日や、夜間もOKです。
★そろそろ暑い時期に入ります。すず定期利用の方でお米が余り時は遠慮なく一時分入のお電話をどうぞ。

E-mail: akita@kurose.com Web: [提携米 黒瀬農舎](#) [検索](#)

- ★黒瀬農舎からの返信メールが自動的に迷惑メールフォルダに分類されていることがあるようです。返信のメールが届かない場合は**迷惑メールフォルダの確認**やメールの設定をご確認下さい。
- ★宅配便**運賃の値上がり**に伴い、**複数の運送会社**を使うことに致しました。そのため、出荷日/サイズ/お届け先によっては、**以前(前回)と運送会社が異なる**ことがあります。ご了承下さい。

種子法廃止は、日本の米作りの将来が心配! そのII

前号で紹介のように、主要食糧の種子開発、種子供給を種子法で都道府県に義務付けたり、国立研究機関が行ってきたのは、民間事業では、採算が合わないから事業として行えない。誰も行わなければ生産者も消費者国民もすべて困るから公が主体的に行うため種子法があったのです。

ところが政府の規制緩和プロジェクトは、イネやムギなどの種子事業が、民間事業者には広がらないのは「種子法」があるからだ。と、育種に関する知見が乏しいままに、短絡的に「廃止」と結論付けて種子法廃止に向かいました。

育種学上の育種方法の分類に従って説明すれば、野菜などは「雑種強制育種法」を用いてF1、ハイブリッド系の品種開発がなされる場合がほとんどです。

この方法で作られた種子は毎年買わねばなりません。従って、コマーシャルベースに乗る条件が整っているため昔から民間主導で行なわれています。

一方、イネなど主要食糧はその特質により「系統育種法や集団育種法」（または、この折衷法）で品種開発が行われることがほとんどです。この場合の種子は毎年の購入は不要です。

主要食糧の種子開発や供給は、以上のようなメカニズムの上に立っているのですから、規制緩和して種子法を廃止しても経済活性化効果は望めません。**大間違いの政策判断**です。



種モミの温湯消毒

お米作りスタートは、モミの消毒
我が家は、農薬を使わずお湯です。
60℃に1.0分。長すぎれば発芽障害。
不足すれば、病気発生。意外と気を使
う作業です。(2018.4.15撮影)

大間違いが発生した原因＝小選挙区制＝二大政党体制の未完＝官邸主導

規制緩和のテーブルで育種に知見が乏しいままに種子法廃止の方針が出たとしても、昔ならば、主管する農水省官僚が、専門家として間違いを糾して種子法廃止法案を作らなかった筈です。

でも今は、官邸に人事権を握られ、族議員の応援もなくなった官僚は、官邸方針を鵜呑みにするだけです。前川次官の轍を踏まぬように官邸迎合・忖度行政の日々を送っているのです。

この主因は、金権政治の撲滅に貢献した小選挙区制の影響です。総理に公認権を握られた与党議員も常日頃から官邸に異議を挟むどころか媚すら売るなど、二大政党体制が未完の中で大政翼賛的に流れる今日の政治が招いた災いで、種々の政策決定に問題を及ぼしています。

では、種子法廃止で、今後どのような影響が現れるか。

法が廃止されても、各都道府県は当分は従来通り、品種開発や種子供給の業務を継続しますが、直接的な根拠法が消滅した中では、地域経済の活性化業務という抽象的な範疇の行政事務として、その時々々の首長や議会の判断に委ねる不安定な位置付けとなり、年を経る毎に人も予算も縮小の一途を辿ると予想されます。

今までは、ほぼすべてと言っていいイネの品種の形質保存や新品種開発、種子の供給は、種子法により公主体だからこそ永続できて来ました。

また、それぞれの品種は形質の固定性が高く生産者の手種ね（自家採種）でOKとは言っても、長年手種ねを続けると徐々に形質変化するため、数年に一度、都道府県の種子事業による原種に近い世代の種籾にすべての生産者は更新してきました。この更新種籾の供給体制や新品種開発は、一度破壊されれば復元不能なのが種の保存など育種の特長性です。

イネの品種は現在全国で800種程度登録されていますが、実際に作られているのはほとんど公的機関で開発された200品種前後のようです。一方民間育種の品種も、数多くありますが、現実的に事業ベースに乗っているものはごく希で、ほとんど栽培すらされていません。

今後民間が事業として種子ビジネスに乗り出せば、毎年種子購入の必要なF1やハイブリッド或いは遺伝子組み換え系に特化されることにならざるを得ません。また、自家採種できる形質固定性の高い品種の場合には特に、事業採算ベースに乗せるために、べらぼうに**高額な種子価格**にした上で、種苗法や特許法を駆使して**自家採種禁止、種子譲渡禁止**など種子購入時の売買契約で**制限**されることが常態化すると予想されます。